

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	44 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	41 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から同年12月まで

私は、申立期間の国民年金保険料について、昭和61年11月から62年3月頃までの間に、前後の期間と同様に夫婦二人分の保険料を現金で3か月分納付した。

納付場所や金額などは覚えていないが、国民年金保険料については、役所からの指示どおり納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、申立人は、オンライン記録により、申立期間の前後の期間について、国民年金保険料を3か月分ずつ過年度納付していることが確認でき、これは、申立期間について「前後の期間と同様に保険料を3か月分納付した。」とする申立人の主張と一致している。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿により、申立人及びその妻は、納付日が確認できる昭和61年度及び62年度の国民年金保険料について、同一日に保険料を納付していることが確認できることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられ、申立人が夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さはない。

加えて、申立期間当時、申立人及びその妻は、仕事や住所など生活状況に大きな変化はみられず、国民年金保険料の納付が困難な状況にあったと推認され

る事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から同年12月まで

申立期間の国民年金保険料について、私の夫が、昭和61年11月から62年3月頃までの間に、前後の期間と同様に夫婦二人分の保険料を現金で3か月分納付した。

納付場所や金額などは覚えていないが、国民年金保険料については、役所からの指示どおり納付していたと夫から聞いている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の保険料を全て納付済みである。

また、i)申立人のオンライン記録により、申立期間の前後の期間について、納付日は確認できないものの、国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できること、ii)申立人の夫のオンライン記録により、申立期間の前後の期間について、保険料が3か月分ずつ過年度納付されていることが確認でき、これは、申立期間の保険料について「前後の期間と同様に夫婦二人分の国民年金保険料を3か月分納付した。」とする申立人の夫の主張と一致している。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿により、申立人及びその夫は、納付日が確認できる昭和61年度及び62年度の国民年金保険料について、同一日に保険料を納付していたことが確認できることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられ、申立人の夫が夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さはない。

加えて、申立期間当時、申立人及びその夫は、仕事や住所など生活状況に大

きな変化はみられず、国民年金保険料の納付が困難な状況にあったと推認される事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から同年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から同年3月まで

申立期間当時、私の国民年金の加入についての案内が届き、私がA学校在学中であったので、私の母親がB市C区役所で私の国民年金の免除申請手続きを行ってくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、i) 申立人については、平成7年度は平成7年5月15日に、8年度は8年5月31日に国民年金保険料の免除申請が行われていること、ii) 申立人の弟については、10年度は20歳に到達した翌月(平成10年*月)に、11年度及び12年度は各年度の5月に保険料の免除申請が行われていることが確認できること、iii) 申立人の母親についても、昭和63年度から平成16年度までの各年度の5月に免除申請が行われていることが確認できることから、これらの申請を行ったとする申立人の母親は、国民年金保険料の免除制度についての理解や知識があったものと認められる。

また、当時のB市は、20歳になる国民年金の加入対象者に対し、国民年金記号番号を付番し、20歳の誕生月に年金手帳を送付しており、申立人についても、20歳になった平成7年*月に国民年金に加入していたものと推認できることから、申立人の母親は、申立期間に係る申立人の国民年金保険料免除申請が可能であったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事後訂正の結果（＜標準報酬月額＞（別添一覧表参照））とされているところ、当該額は厚生年金保険法75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の（＜標準報酬月額＞（別添一覧表参照））とされているが、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、（＜標準報酬月額＞（別添一覧表参照））であったと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を（＜標準報酬月額＞（別添一覧表参照））とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成12年7月から同年9月まで

平成22年5月に標準報酬月額に係る厚生年金基金の記録と厚生年金保険の記録を照合したところ、厚生年金保険に係る12年7月の随時改定が行われていないことが分かった。

勤務先のA社は、既に年金事務所に訂正の届出を行っているものの、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の年金記録は年金給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、（＜標準報酬月額＞（別添一覧表参照））と記録されていたところ、平成22年9月8日付けで、（＜標準報酬月額＞（別添一覧表参照））に訂正されたが、当該記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とされていない。

しかしながら、A社が保管する給与支給明細書及び同社が加入するB厚生年金基金の記録から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（＜標準報酬月額＞（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の標準報酬月額と厚生年金基金の標準給与月額の不一致について、A社では、「年金事務所から、平成12年7月改定に係る健康保険厚生年金保険被保険者月額変更届及び厚生年金保険法第75条該当処理票の届出を行うよう指示されたので、当該届出を行った。当時の詳細は不明であるが、申立期間は、改定後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除していた。また、厚生年金保険及びB厚生年金基金への届出様式は、複写式のものを使用していた。」と回答しているところ、当該事業所から提出された申立期間前後の年の社会保険事務所（当時）と同基金への届出は、複写式となっており、両者の報酬月額に係るデータは同一の内容であることが確認できる。

以上のことを踏まえると、申立期間も前後の年と同様の届出を社会保険事務所とB厚生年金基金に行っていたと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件27件（別添一覧表参照）

別紙1【厚生年金あっせん一覧表】(北海道)

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	訂正前の標準報酬月額	標準報酬月額
3342			男	昭和39年生		36万 円	41万 円
3343			男	昭和38年生		32万 円	36万 円
3344			男	昭和48年生		22万 円	26万 円
3345			男	昭和48年生		26万 円	32万 円
3346			男	昭和55年生		19万 円	24万 円
3347			男	昭和50年生		28万 円	32万 円
3348			男	昭和49年生		26万 円	32万 円
3349			男	昭和48年生		22万 円	32万 円
3350			男	昭和48年生		22万 円	30万 円
3351			男	昭和51年生		24万 円	28万 円
3352			男	昭和21年生		32万 円	36万 円
3353			男	昭和22年生		47万 円	53万 円
3354			男	昭和24年生		28万 円	34万 円
3355			女	昭和49年生		20万 円	24万 円
3356			男	昭和46年生		22万 円	26万 円
3357			男	昭和46年生		24万 円	28万 円
3358			女	昭和46年生		11万 8,000円	15万 円
3359			女	昭和52年生		11万 8,000円	14万 2,000円
3360			女	昭和51年生		11万 8,000円	13万 4,000円
3361			女	昭和43年生		12万 6,000円	16万 円
3362			女	昭和33年生		12万 6,000円	15万 円
3363			女	昭和54年生		13万 4,000円	16万 円
3364			男	昭和50年生		26万 円	32万 円
3365			男	昭和24年生		34万 円	38万 円
3366			女	昭和37年生		12万 6,000円	15万 円
3367			女	昭和36年生		11万 8,000円	18万 円
3368			女	昭和51年生		11万 8,000円	15万 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和52年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月30日から同年7月31日まで

昭和50年2月25日からA社B支店に勤務していたが、同社は、52年8月初旬頃に倒産した。倒産後も同年8月中旬まで同社同支店においてC業務に従事していたが、年金記録を確認したところ、同年4月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになる。

申立期間については、間違いなく給与が支給され、厚生年金保険料も控除されていた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録並びに上司及び複数の同僚の申立期間当時に係る具体的な供述により、申立人は、申立期間を含む昭和50年2月25日から52年8月15日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間当時、A社本社において経理総務関係事務に従事していた者に照会したところ、「当時、会社は社会保険料を滞納していたので、社会保険事務所(当時)の職員が来社して、事業主と滞納分の保険料の納付方法について打合せを行い、事業主が当時勤務していた社員の中から強制的に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる者を選び、同保険の喪失手続を行っていたが、喪失手続後も引き続き勤務していた社員に対しては、会社が事実上倒産(昭和52年7月31日)するまで給与を

支給し、厚生年金保険料も控除していた記憶がある。」と供述している。

さらに、申立人の供述により、申立期間当時、A社B支店には申立人以外に5人が勤務していたことが確認できたことから、当該5人のうちオンライン記録により生存及び所在が確認できた4人に照会し、3人から回答が得られたところ、共に「会社は昭和52年8月始めに倒産したが、同月中は申立人と共にC業務に従事していた。当時本社から厚生年金保険の被保険者資格喪失に係る説明は全くなく、52年7月分までは給与が支給され、厚生年金保険料（同年6月分）も控除されていた。」と供述している上、オンライン記録により、当該3人のうち2人は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった52年7月31日に同保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

なお、前述の3人のうち1人は、「昭和52年8月分の給与は、債権者側から本給のみ支給され、社会保険料（同年7月分）は控除されていなかった。」と供述している。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和52年3月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述の経理総務関係事務に従事していた者は、当該事業所が厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出を適切に行っていなかったことをうかがわせる供述を行っているものの、当該事業所は既に倒産し、当時の事業主も既に死亡しており供述が得られず、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、事業主が、昭和35年5月1日に種別変更の届出を行ったとは認められないことから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の被保険者種別に係る記録を第3種被保険者に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月1日から38年10月1日まで
昭和15年10月にA社（現在は、B社）C事業所に採用され、54年10月に定年退職するまで継続してD業務員として勤務した。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録においては第1種被保険者となっているので、第3種被保険者として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所の記録によると、申立人のA社C事業所における厚生年金保険被保険者記録は、昭和35年5月1日に種別変更が行われ、申立人は、申立期間についてD業務員である第3種被保険者からE業務員である第1種被保険者に種別変更になっている。

しかしながら、申立人から提出された職員退職手当金計算書及びB社から提出された申立人の人事記録によると、申立人は昭和15年10月にD業務員として採用された後に38年2月に職員に任用、54年10月に定年退職したことが確認でき、また、申立期間については、D作業所において勤務していたことが記載されている。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人の「D業務員其ノ他」の欄には「○」を記載した後に「×」で訂正した記載が確認でき、その後、昭和29年12月に書き換えられた被保険者名簿においては、申立人の「D業務員其ノ他」の欄には「其ノ他」と記載されているところ、オンライン記録では第3種被保険者となっており、被保険者名簿の記載とは一致していないことに加え、申立期間を含む

35年5月1日から46年9月20日までの期間の申立人に係る被保険者原票により、申立期間の「種別」欄は、当初「③（第3種被保険者）」と記載したものを「①（第1種被保険者）」に訂正しており、不自然な記載が確認できる。

さらに、申立人から同時期にD業務員から職員に任用されたとして名前が挙げられた4人のうち生存及び所在が確認できた二人に照会したところ、当該事業所において昭和26年9月18日に厚生年金保険第3種被保険者資格を取得し、申立期間においても第3種被保険者である同僚は「申立人は私の先輩であり、申立期間も一緒にD作業所において勤務していた。職員任用試験も一緒に受験し、合格してからの研修も申立人と一緒であった。」と供述しており、ほかの一人は「私は、申立期間については同じ会社の別の事業所で勤務していたが、職員任用試験及び合格後の研修は申立人と一緒であった。申立人は、申立期間当てもD作業所で勤務していたと思う。」と供述している上、オンライン記録により当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる10人に照会し7人から回答が得られたところ、申立人のことを記憶している一人は、「申立人は、申立期間はD作業所で勤務していた。」と供述している。

加えて、申立期間における申立人の標準報酬月額推移は、被保険者名簿において申立人の次に記載されている厚生年金保険第3種被保険者の同僚の標準報酬月額推移とおおむね一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関係資料等を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、適切に記録が管理されていたとは考え難く、申立人の厚生年金保険の被保険者種別について、事業主が社会保険事務所に第3種から第1種へ種別変更した旨の届出を行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和54年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月1日から同年6月23日まで

昭和51年12月13日からB社に勤務していたが、その後、A社に異動し、以前と同じ勤務形態で働いていた。しかし、ねんきん定期便の通知によると、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していた。当該期間は給与も支給され、厚生年金保険料も以前と同様に控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、当該事業所は平成3年9月2日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在が不明であることから、現在の代表取締役が当該事業所に係る同保険の適用状況について照会したところ、「当時の関係書類を廃棄しており、厚生年金保険の適用状況については分からない。」と供述しているが、申立人から提出された昭和54年1月分から同年12月分までの給料明細書及び同年分の源泉徴収票により、申立人は申立期間において、B社の同年3月の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が被保険者資格喪失時の標準報酬月額に基づき控除されていることから、申立人のB社における昭和54年3月の社会保険事務所（当時）の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和54年6月23日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所としての記録は無い。

しかし、商業登記簿謄本によれば、当該事業所は申立期間当時から法人事業所であることが確認できる上、申立人と同様に、B社からA社に異動した同僚及び申立人の雇用保険被保険者記録から常時5人以上の従業員が勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が保存されておらず不明としているが、申立期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 18 日から 39 年 10 月 4 日まで
厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金を受給しているため年金額に算入されないとの回答を受けた。
脱退手当金を請求したことも、もらった覚えもないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 2 年 2 か月後の昭和 41 年 12 月 14 日に支給されたこととなり、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が 2 回の被保険者期間のうち、最初に就職した事業所における約 2 年 5 か月の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和40年4月5日から同年5月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を同年4月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から同年5月1日まで

昭和40年4月1日にA社に就職し、その日から勤務したのに、同社での厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年5月1日となっている。同年4月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが給与明細書で確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書及び採用辞令により、申立人は、A社に昭和40年4月5日から勤務し、同年4月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は昭和62年6月30日にB社と合併し解散していることが商業登記簿謄本により確認できることから、同社に照会したところ、「A社時代の資料を保存していない。申立期間の厚生年金保険料控除を確認できる資料もなく不明である。」と回答している上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和40年4月1日から同年同月4日までの期間については、前職であるC社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年同月4日となっている上、前述のA社の採用辞令も同年同月5日付けとなっており、当該期間に勤務していたとは考え難いことから、当該期間における厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

また、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D営業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月21日から同年12月1日まで
② 昭和46年3月30日から同年4月1日まで

申立期間①は、A社E支店に勤務していた。また、申立期間②は、同社D営業所から同社F営業所に転勤した時期である。いずれも継続して同社に勤務しており、年金記録に空白期間が存在するのは、担当者による届出ミスであると思われるので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録、B社から提出された社員名簿及び複数の同僚の供述により、申立人は申立期間①において、A社E支店に勤務していたことが認められる。

また、A社E支店はオンライン記録によると、昭和37年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当となっており、申立人と同様に、同年11月21日に同社C支店で同保険の被保険者資格を喪失し、同年12月1日に同社E支店で同保険の被保険者資格を取得している者が41人（申立人を含む。）確

認できるところ、このうち 16 人が、申立期間①以前から同社同支店で継続して勤務していたと供述していることから、同社同支店に勤務する社員の厚生年金保険については、申立期間①以前は同社 C 支店を適用事業所として加入させていたものと推認できる。

さらに、前述の同僚 16 人のうち 5 人は、「申立期間①については、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る A 社 C 支店における昭和 37 年 10 月の社会保険事務所（当時）の記録から 2 万 2,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録、B 社から提出された社員名簿、申立人が所持している給与明細書及び同僚の供述により、申立人は A 社に継続して勤務し（昭和 46 年 4 月 1 日に A 社 D 営業所から同社 F 営業所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書及び申立人の A 社 D 営業所における昭和 46 年 2 月の社会保険事務所の記録から 8 万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間①及び②の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、昭和42年9月21日に資格取得した後、現在まで被保険者期間が継続しており、当該期間のうち、平成19年4月30日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月30日から同年5月1日まで

昭和42年9月にA社に入社した後、平成19年*月*日に60歳になったことにより一旦退職し、同年5月1日に嘱託職員として再雇用されたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社は、既に年金記録の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は厚生年金保険の給付に反映されない記録となっている。

会社が保管する給与台帳によれば、申立期間について厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できるので、申立期間の年金記録を厚生年金保険の給付に反映されるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、昭和42年9月21日に資格取得した後、現在まで被保険者期間が継続しており、当該期間のうち、平成19年4月30日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者

期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、当該事業所が保管する申立人の発令書及び給与台帳により、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成19年5月の給与台帳に記載された同年4月分の厚生年金保険料控除額及び申立人の当該事業所における同年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和57年1月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年8月1日から同年12月30日まで
② 昭和56年12月30日から57年1月1日まで
③ 昭和57年1月1日から同年5月1日まで
④ 昭和57年5月1日から58年7月15日まで

申立期間①は、A社に勤務した期間であるが、実際の報酬月額が約36万円であったにもかかわらず、年金記録では低額となっている。

申立期間②は、同じくA社に勤務した期間であるが、同社の退職日は昭和56年12月31日であるにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年同月30日となっている。

申立期間③は、A社を退職し、厚生年金保険第4種被保険者として自分で標準報酬月額36万円に相当する厚生年金保険料を納付していた期間であるが、年金記録では、厚生年金保険の第2種被保険者として記録されている上、標準報酬月額も低額となっている。

申立期間④は、厚生年金保険第4種被保険者として自分で厚生年金保険料を納付していた期間であり、年金記録でも第4種被保険者として記録されているが、標準報酬月額36万円に相当する厚生年金保険料を納付していたにもかかわらず、年金記録では標準報酬月額が低額となっている。

各申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び事業主が保管する昭和56年分給与年末調整表により、申立人は、申立期間②においてA社に勤務し、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和56年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①について、申立人は、雇用保険受給資格証に記載されているA社の昭和56年12月31日の離職時賃金日額が1万2,031円となっていること等を理由に、申立期間①当時の標準報酬月額が約36万円であったと申し立てている。

しかしながら、当該事業所が保管する雇用保険被保険者離職証明書によると、申立人の退職前6か月の賃金は、昭和56年7月から同年11月までは21万3,200円、同年12月は21万3,740円となっており、健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）に記載されている標準報酬月額とほぼ一致することが確認できる。

また、同離職証明書から、申立人の離職時の賃金日額1万2,031円は、退職前6か月に支給された報酬月額のほか賞与等の臨時的収入額を算定の基礎として算出していることが確認できる（昭和59年8月に雇用保険法が改正され、現在は、離職時の賃金日額の算定に当たっては、賞与等の臨時的収入は算定の基礎としないこととされているが、申立期間①当時は、臨時的収入も算定の基礎とされていた。）。

さらに、当該事業所が保管する昭和56年分給与年末調整表によると、申立人の同年の報酬月額は、同年1月から同年4月までは18万円、同年5月は22万円、同年6月から同年12月までは20万円となっており、被保険者原票に記載されている標準報酬月額とほぼ一致することが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、申立人は、昭和56年12月31日にA社を退職し、

申立期間③においては、厚生年金保険第4種被保険者として、厚生年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかしながら、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書によると、申立人は、A社において、申立期間③中の昭和57年1月6日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、事業主は、「申立人は、当社の経理事務責任者を務めており、正社員として勤務していたが、昭和56年12月31日付けで当社を退職した。その後、57年1月6日付けでアルバイトとして再雇用となり、同年4月30日まで勤務した。」と回答しており、これは当該事業所に係る被保険者原票の記録と符合する。

さらに、申立期間③中に当該事業所に入社したとする同僚は、「私は、昭和57年3月にA社に入社したが、私が入社した時、申立人は、同社に勤務していた。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③について、申立人を厚生年金保険の第4種被保険者として認めることはできない。

- 4 申立期間④について、申立人は、厚生年金保険第4種被保険者として、標準報酬月額36万円に相当する厚生年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかしながら、厚生年金保険第4種被保険者の標準報酬月額は、同被保険者資格取得前の最後の標準報酬月額によるものとされているところ、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書によると、申立人の当該事業所における昭和57年1月6日の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は、9万8,000円であることが確認でき、申立人の第4種被保険者原票に記載されている標準報酬月額と一致する。

また、申立人が厚生年金保険第4種被保険者として、厚生年金保険料を納付していた事実を確認できる領収書等の資料は無い上、ほかに申立期間④において第4種被保険者として、主張する標準報酬月額に基づく保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間④について、申立人が厚生年金保険第4種被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和52年9月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月16日から同年10月16日まで

厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間当時、支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は継続して給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社から提出された在籍証明書及びD企業年金基金から提出された加入員記録から、申立人は、A社に継続して勤務し（A社E支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の人事発令記録により、申立人と同時期に異動していることが確認できる同僚の供述から、昭和52年9月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D支店に係る昭和52年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和46年5月6日から47年2月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を46年5月6日、同喪失日に係る記録を47年2月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を46年5月から同年9月までは4万5,000円、同年10月から47年1月までは5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から47年2月26日まで

昭和46年3月にC学校を卒業した後、同年4月1日から47年2月26日までA社にD職として勤務していたが、年金記録を確認したところ、同社における厚生年金保険の加入記録が無い。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間のうち、昭和46年5月6日から47年2月25日までA社にD職として勤務していたことが認められる。

また、A社は、「当時の資料等を保管していないが、雇用期間が短期間の者以外は、採用職種に関係なく厚生年金保険に加入させていた。」と回答しており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人の前任者であるD職は、同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、申立人が当時の同僚として名前を挙げた6人全員についても、申立期間当時に同社において

厚生年金保険の加入記録があることが確認できる。

さらに、被保険者名簿により、申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた者12人（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）に照会したところ、回答が得られた7人のうち4人は、「A社では、全従業員が厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年5月6日から47年2月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係るE県F市の個人住民税の昭和47年度の課税通知書及び同僚の記録から判断すると、昭和46年5月から同年9月までの期間は4万5,000円、同年10月から47年1月までの期間は5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に係る被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、当該期間に行われるべき事業主による資格取得の届出及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届、その後の被保険者資格の喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に対して被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年5月から47年1月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和46年4月1日から同年5月5日までの期間については、A社は、「関係資料が無く、当時の状況は不明。」と回答していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、雇用保険の被保険者記録において、申立人の当該期間における被保険者記録は確認できない。

さらに、上記の回答が得られた同僚7人の供述において、申立人が当該期間において当該事業所に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる具体的な供述を得ることができなかった。

加えて、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①及び②の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年10月1日から13年4月1日まで
② 平成14年4月1日から15年4月1日まで

平成9年4月にA社に月額20万円の固定給で採用された後、15年4月に給与額が10万円に減額されるまでの期間は給与額に変更は無かったが、年金記録によると、申立期間①及び②の標準報酬月額が20万円よりも低額に記録されている。

厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる給与明細書を保管しているので、両申立期間に係る標準報酬月額について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与明細書、給与振込口座の預金取引明細書及びA社の事務担当者であった事業主の妻の供述から、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間①及び②の報酬月額に係る算定基礎届及び定時決定に係る届出を誤り、実際の給与支給額より低い報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、

申立人に係る申立期間①及び②の標準報酬月額（20 万円）に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、両申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和42年4月1日、同喪失日は44年6月26日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和42年4月から43年9月までは1万円、同年10月から44年5月までは1万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年6月まで

昭和42年4月から44年6月にC社に入社するまでA社B事業所にD職として勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出されたC社志望票及び勤務記録票並びに複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間においてA社B事業所に勤務していたことが推認できる。

一方、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録において、申立人と同姓同名で生年月日が酷似し、かつ、厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和42年4月1日、同喪失日が44年6月26日となっている、申立期間と符合する記録が確認できるところ、当該記録は、基礎年金番号に統合されていないことが確認できる。

また、申立人が同期入社と同僚として名前を挙げた者3人は、被保険者原票により、昭和42年4月1日にA社B事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該同僚3人に照会したところ、

3人全員が、「申立人は同期入社であり、D職として一緒に勤務していた。従業員の中に申立人と同姓同名の従業員はいなかった。」と供述しており、このうち一人は、「申立人は、入社してから2年か3年経過した後、C社に入社するため退職した。」と供述していることから判断すると、上記の基礎年金番号に未統合の記録は、申立人に係る未統合の年金記録であるものと推認できる上、これを妨げる特段の事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和42年4月1日に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び44年6月26日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和42年4月から43年9月までの期間は1万円、同年10月から44年5月までの期間は1万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年7月3日から20年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における18年7月から20年1月までの標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年2月1日から同年8月1日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額22万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額の記録を20年2月から同年7月までを22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月3日から20年8月1日まで

年金記録によると、申立期間に記録されている標準報酬月額と実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額に相当する標準報酬月額に大幅な相違があり、当時の給与計算書により、給与から控除されていた厚生年金保険料額を証明できるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年7月3日から20年8月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という

厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成18年7月3日から20年2月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年2月1日から同年8月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成18年7月3日から20年2月1日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与計算書で確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主が「実際の給与より低い報酬月額を届け出た。」としていることから、事業主は、給与計算書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成20年2月1日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、9万8,000円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与計算書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額22万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成20年2月から同年7月までについては22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和53年8月1日であると認められることから、同被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月1日から53年8月1日まで

A社B支店における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和52年8月1日になっているが、退職したのは53年7月31日である。

昭和52年8月以降も勤務していたことが明らかである給料明細書があり、また、退職所得の源泉徴収票にも退職年月日が53年7月31日と明記されているので、厚生年金保険被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「諸給与支払明細書（写し）」及び「昭和53年分退職所得の源泉徴収票（写し）」、申立人の雇用保険の加入記録、B社の「A社の人事表によると、申立人の退職日は昭和53年7月31日である。」との回答及びA社厚生年金基金（現在は、B社企業年金基金）の加入記録により、申立人は、申立期間にA社C支店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和52年8月1日となっているが、上記A社厚生年金基金の加入記録によると、同基金の同資格喪失日は53年8月1日であることが確認でき、B社及びB社企業年金基金では、「申立期間当時、厚生年金保険等の被保険者資格喪失の届出用紙が複写式であったか否かについては不明である。」と回答しているものの、その届出用紙が複写式でなかったと認められる周辺事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 53 年 8 月 1 日に A 社 C 支店における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された諸給与支払明細書から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

北海道国民年金 事案 1887 (事案 774 及び 1588 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から49年1月までの期間、49年9月から61年3月までの期間及び62年12月から平成元年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から49年1月まで
② 昭和49年9月から61年3月まで
③ 昭和62年12月から平成元年7月まで

再申立てに当たり、申立期間に係る国民年金保険料の納付を証明する新たな証拠は無いが、自分が間違いなく保険料を納付していたことは確かなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当初は昭和36年4月から40年3月までの期間と併せて申立てが行われたものであり、36年4月から38年2月までについては、国民年金保険料の納付があったものと認められるとしたものの、申立期間については、i) 申立人は当該期間の国民年金保険料の納付方法について、毎月、A市B区役所で納付したとしているが、A市において保険料の納付が毎月となったのは、60年4月からであり、当該期間のほとんどが3か月納付であったこと、ii) 当該期間のうち、申立人の夫の国民年金加入期間については、夫の保険料も未納となっていること、iii) 申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いこと等から保険料の納付があったとは認められないと判断し、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月20日付けで昭和36年4月から38年2月までの期間のみ年金記録の訂正を必要とする通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、昭和38年3月から40年3月までの期間と併せて再度申立てを行い、38年3月から40年3月までについては、国民年金保険料の納付があったものと認められるとしたものの、申

立期間については、新たな事情は無く、当委員会の口頭意見陳述でも、加入手続及び納付方法に関する具体的な供述は得られず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年6月15日付けで昭和38年3月から40年3月までの期間のみ年金記録の訂正を必要とする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな情報を提供することなく申立期間の国民年金保険料を納付していたのは確かであると主張し、申立てを行っているが、これは当委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年8月まで

私は、昭和59年3月末で勤め先を退職した後、私の妻と二人分の国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、私の妻が、毎月二人分の保険料を金融機関の窓口で納付してくれていた。

申立期間について、私の妻は当該期間の国民年金保険料が納付済みとなっているのに、私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年4月頃に国民年金の加入手続を行ったとしているが、
i) 加入手続をすると被保険者に与えられる国民年金手帳記号番号について、同手帳記号番号払出簿等の調査を行ったが、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないこと、ii) 申立人が居住していたA市において、申立人の申立期間の国民年金被保険者名簿が見当たらないこと、iii) 申立人の所持する年金手帳に、国民年金に係る記録（同手帳記号番号、住所、被保険者期間等）が無いことから、申立期間は国民年金に未加入であったものと推認でき、未加入期間については保険料の納付書は交付されることはなく、申立人は保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻が夫婦二人分を一緒に金融機関の窓口で納付してくれたと主張しているが、i) A市における妻の国民年金被保険者名簿を確認したところ、妻の当該期間の保険料は口座振替で納付されていること、ii) 申立人の妻が述べている当該期間の夫婦二人分の保険料額が当時の保険料額と相違していることから、これらは申立人の述べている内容と一致しない。

さらに、申立期間について、申立人の妻の国民年金保険料の口座振替をしていた申立人名義の預金口座の入出金記録を確認したところ、一人分の保険料が引き落とされているが、その引き落とされた保険料は妻の分であると考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年1月まで

私の国民年金の加入手続及び保険料の納付は、全て私の父親が行ってくれていたもので詳しいことは分からないものの、私が学生であった昭和57年4月から63年3月までの保険料のうち一部は納付されていることになっているが、私の父親が全て納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入であり保険料の未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の父親は、既に死亡している上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立期間当時、学生であった申立人の国民年金手帳記号番号は、A市保管の国民年金被保険者名簿により、昭和58年8月8日に任意加入被保険者として払い出され、同年同月30日に資格喪失したことが確認でき、申立人に別の同手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間のうち、57年4月から58年7月までの期間及び同年9月から61年1月までの期間は国民年金の未加入期間であり、当該期間の保険料納付書は交付されず、保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1890（事案 1605 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年5月まで

私は、平成22年2月26日に申立書を提出し、同年6月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書を受け取ったが、納付できないので、もう一度、昭和36年4月から45年5月までの期間について申立てを行う。

私の国民年金保険料は、私自身又は私の夫が、毎月又は何か月かに一度、銀行又は郵便局で納付書により納付したはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までの期間の申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は45年12月28日に払い出されており、申立人に別の同手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないこと、ii) 申立人の国民年金任意加入被保険者の資格取得年月日が申立期間後の45年6月29日であり、申立人はこの頃に加入手続を行ったものと推認でき、任意加入被保険者については、制度上、加入手続を行った時から資格取得日を遡ること、及び保険料を遡って納付することができないこと、iii) 申立人及びその夫は納付書により保険料を金融機関で納付したとしているが、申立期間当時、A町及びB市では印紙検認方式であったことから、納付書が発行されることはなく、納付方法が一致しないことから、既に当委員会の決定に基づく平成22年6月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当初の申立期間に、昭和38年4月から45年5月までの期間を加えて申立てを行っているところ、i) 申立期間のうち、36年4月から38年3月までの当初の申立期間について、国民年金保険料の納付の事実を示す新たな資料を提出しておらず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべ

き新たな事情も見当たらないこと、ii) 38年4月から45年5月までの新たに追加した申立期間について、当初の判断の理由と同様に国民年金任意加入被保険者資格を取得する以前の期間であり、制度上、保険料を納付できない期間であることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から48年3月まで

私の国民年金については、昭和46年1月頃、私の母親又は父親がA市役所で加入手続を行い、同年同月から同年3月までの国民年金保険料を納付してくれていた。

私は、昭和46年3月に実家へ戻り、同年4月から結婚するまでの期間は、私が、私自身と私の両親及び兄の国民年金保険料を一緒に郵便局で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が私だけ未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年1月頃に、申立人の両親のいずれかが、A市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、同年3月までの国民年金保険料を納付してくれ、同年4月から婚姻するまでの期間は、申立人自身が家族の保険料と一緒に郵便局で納付していたと述べているところ、その両親は既に死亡しており、申立人の国民年金の加入状況等については不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿により、昭和48年10月頃に払い出されたものと推認され、その時点で申立期間のうち、46年1月から同年6月までの国民年金保険料は時効により納付することができない期間である上、申立人は、申立期間のうち、納付可能な46年7月から48年3月までの保険料を遡って納付した記憶がないことから、申立期間の保険料が納付されていたとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号に係る被保険者名簿により、i)「48年度適用者」の記載があること、ii)申立期間の検認印は押されていないこと、

iii) 昭和 48 年度の 1 年分の国民年金保険料を申立人のみ昭和 48 年 10 月 31 日にまとめて納付していることから、これらは申立期間の保険料を家族の保険料と一緒に納付していたとする申立人の供述と一致しない。

加えて、被保険者台帳管理簿により、申立人には、昭和 46 年 1 月に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたものの、当該番号は取り消されており、同手帳記号番号に係る被保険者名簿及び特殊台帳（マイクロフィルム）も無いことから、同手帳記号番号での国民年金保険料の納付は無かったものと推認される。

そのほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月から63年3月まで

私は、昭和54年当時はA学校に通っており収入が無く、私の母親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。当時の領収書等は紛失してしまったが、私の将来のためにということで、私の母親が毎月銀行で保険料を納付してくれていたことをはっきりと覚えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳は、国民年金手帳前渡整理簿により、昭和63年6月13日付けでB市C区に前渡しされていることが確認できるほか、申立人の国民年金記号番号の前後の番号の被保険者状況調査により、申立人に対し同記号番号が払い出された時期は、同年7月から同年8月頃と推認でき、その時点で、申立期間のうち、54年3月から61年5月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立期間のうち、昭和61年6月から63年3月までの国民年金保険料は、申立人の国民年金の加入手続きが行われたと推認できる同年7月の時点で、過年度納付が可能であったが、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、保険料を遡って納付した記憶がないとしている。

さらに、申立人の国民年金の加入手続きを行ったとする申立人の母親は、申立人が現在所持している年金手帳以外に手帳の交付を受けた記憶がなく、申立人に対し別の国民年金記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間中、申立人が住所を定めていたとするB市において、申立期間の大半は3か月ごと年4期払いの納付書が発行されていた時期であり、申立人の国民年金保険料を毎月金融機関で納付していたとする申立人の母親の

説明と一致しない。

また、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から11年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月から11年12月まで

私は、平成2年10月から12年1月までA作業所に入所していたが、同作業所を出所後、すぐにB市C区役所で国民年金の加入手続を行った。その際、同区役所の担当者に2年間遡って免除が受けられると言われたので、申立期間の国民年金保険料免除申請の手続を行った。しかし、日本年金機構の記録では当該期間が保険料の未納期間とされている。納得できないので、申立期間を国民年金保険料の申請免除期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び年金手帳の交付年月日欄の記載により、申立人が所持している年金手帳は、平成14年4月12日に交付されていること、及び申立人の基礎年金番号が同年同月9日に付番されていることが確認でき、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できるが、その時点で申立期間の国民年金保険料の免除申請を行うことはできない。

また、B市の電算記録により、申立人の平成13年度の国民年金保険料免除申請が行われていることが確認できるものの、申立期間の同申請が行われた記録は無い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料に係る免除申請手続を行ったことを示す関連資料が無い上、ほかに、申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月から51年3月まで

私は、昭和50年1月にそれまで勤務していた会社を退職したので、当時住んでいたA市において国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は、銀行の窓口でまとめて納付したと記憶している。

送付された国民年金保険料の納付書をそのまま放置することはなく、また、保険料を未納のままにすることもなかったので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者状況調査及び国民年金手帳記号番号払出管理簿等により、昭和51年7月頃に、B市において夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人が国民年金の加入手続を行った時期はこの頃と推定されることから、これは、自身が50年2月から51年3月まで居住していたA市で国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張と一致しない。

また、A市には、申立人の国民年金被保険者名簿が存在せず、申立人に対し、別の国民年金記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金記号番号が払い出されたと推定される昭和51年7月の時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であるものの、申立人と連番で国民年金記号番号が払い出され、申立人が自身の保険料と一緒にその保険料を納付していたとする申立人の夫についても申立期間の保険料は未納であることから、申立人のみが申立期間の保険料を遡って納付したものととは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 7 月頃から同年 11 月 5 日まで
② 昭和 49 年 1 月 26 日から同年 2 月 1 日まで

昭和 48 年 7 月頃から 49 年 2 月 1 日まで A 社で B 職として勤務していたが、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚の「昭和 48 年 7 月から同年 12 月頃まで A 社で申立人と一緒に仕事をしていた。また、49 年の春に申立人と会った時に、『A 社から頼まれて同社の C 事業を同年 1 月末まで手伝った。』と申立人から聞いた。」とする供述及び申立人の業務内容に関する具体的供述から判断すると、申立人が申立期間①において A 社に勤務していたこと、また、申立期間②において同社が行っていた事業に従事していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると、昭和 54 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本によると、59 年 12 月 2 日に解散しており、当時の事業主及び社会保険事務を担当していた取締役も既に死亡していることから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間①及び②当時、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚 6 人に照会し、全員から回答が得られたところ、全員が「申立人については記憶

がなく、申立期間①及び②において勤務していたかどうか分からない。」としている上、当該同僚6人のうち、申立人と同様B職であったする者は、「私は新聞の求人広告を見て応募し雇用された。昭和47年5月から同年6月頃から48年5月末まで1年ぐらい勤務していたと記憶しているが、厚生年金保険の加入記録は47年11月1日から48年6月1日までになっており、入社後5か月間は厚生年金保険に加入していなかった。当時、B職の実務経験の無い者や事業の途中から支援のような形でC事業に従事した者は、厚生年金保険に加入していなかった。」と述べており、また、D業務を担当していたとする者は、「B職の資格を持っていても実務経験が無い者は、見習期間として厚生年金保険に加入させないという話を聞いたことがある。」と供述しており、当該事業所では、B職の資格を有する者であっても、入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させず、当該事業所における実務経験、雇用形態等を勘案しながら同保険に加入させていたことがうかがわれる。

加えて、当該事業所の被保険者名簿を確認したが、申立期間①及び②において申立人の名前は無い上、雇用保険の加入記録によると、申立人は、当該事業所において昭和48年11月1日に同保険の被保険者資格を取得し、49年1月26日に離職していることが確認でき、当該記録と申立人の当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録とはほぼ一致している。

その上、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 49 年 10 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及びA社が保管する社員名簿により、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所には、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所である「B事業所」及び「C事業所」のほかに健康保険のみの適用事業所である「D事業所」が存在し、申立人は「D事業所」の被保険者であることが健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により確認できる。

また、事業主から提出されたA社に係るE事業所の社員名簿（以下「社員名簿」という。）には、申立期間当時在籍していたと思われる社員が申立人を含め27人記載されているところ、そのうち、役職者3人を除く24人全員が、健康保険のみ適用の「D事業所」の被保険者であることが被保険者原票により確認できる。

さらに、当該事業所は、「役職者については、昭和45年から厚生年金保険の適用事業所である『B事業所』の被保険者として同保険に加入させた。その後、49年10月から厚生年金保険未加入者全員についても『B事業所』に移行させた。また、申立期間当時は厚生年金保険未適用者のために国民年金納入組合を組織していた。」と回答しているところ、オンライン記録により前述の役職者3人を除く24人のうち、昭和49年9月末まで「D事業所」の被保険者であつ

た13人全員は、同年10月1日から「B事業所」で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、社員名簿から申立期間に在籍していたと思われる26人（申立人を除く。）のうち、オンライン記録により生存及び所在が確認できた13人に照会したところ、回答が得られた8人のうち3人は、「給与から国民年金保険料が控除されていた。」と供述している上、このうち一人は、「職種によって厚生年金保険の適用基準が異なっていた。」と供述している。

その上、厚生年金保険及び健康保険の適用事業所である「B事業所」及び「C事業所」において、申立期間前後に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の被保険者原票を確認したが、申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月21日から60年10月1日まで

A社における給与月額は、入社から退職まで17万円であったにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録によれば、申立期間における標準報酬月額が相違している。給与明細書等の事実を確認できる資料は無いが、申立期間における標準報酬月額に納得ができないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に採用された際、当時経理等の担当者で後にB職となった者と給与月額17万円とする約束を交わし、退職するまで一貫して給与月額が同金額であったにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が相違しているとして、標準報酬月額の記録訂正について申し立てている。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると、平成8年3月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本において同年4月*日に破産宣告している上、当時の代表取締役の照会したところ、「当時の記憶は定かでない。会社は解散し、当時の資料は保存されておらず、経理事務等を担当していた者は既に死亡しているため、事務的なことは不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた4人の同僚に照会したところ、3人から回答が得られ、このうち5年近くにわたり標準報酬月額に変更が無かった同僚一人は、申立期間外であるものの、当該事業所の給与明細書を所持しており、給与支給額及び厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額はオンライン記録と一致していることが確認できる上、当該同僚は、「給与はB職との話し合いで決定した。その額は入社から退職まで一貫して同額であり、厚生年金保険の被保険

者記録とも一致している。」と供述しているものの、いずれの者からも申立期間において、申立人にその主張する報酬月額が支払われ、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料額が源泉控除されていたことを裏付ける資料や供述は得られなかった。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時の前後に当該事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、1年以上の被保険者期間がある者8人の標準報酬月額の推移を確認したところ、申立人と同様に定時決定等により定期的に標準報酬月額が改定されていることが確認できる。

加えて、当該事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間の標準報酬月額が訂正された形跡は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3386 (事案 710 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 1 月 1 日から 23 年 4 月 1 日まで
② 昭和 24 年 4 月 10 日から 26 年 3 月 20 日まで

申立期間①は、昭和 20 年 1 月に A 社から同社 B 支店に転勤し、23 年 4 月に C 社に転職するまで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、C 社を退職後、再び A 社 B 支店に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

このため、第三者委員会に申し立てたが、申立内容を認めることができないと通知された。新たな資料は無いが、A 社本社では厚生年金保険の被保険者であったにもかかわらず、同社 B 支店に転勤したことにより同保険の被保険者でなくなったことに納得できないので、もう一度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) D 社が保管する申立期間①当時の A 社支店職員名簿により、申立人が、A 社 B 支店に勤務していたことは認められるが、オンラインの記録によると、同支店は、厚生年金保険の適用事業所に該当した形跡が無いこと、ii) オンライン記録によると、A 社は昭和 23 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同会の業務の一部を継承する E 社に照会したものの、当時の資料は廃棄されているため、申立人に係る厚生年金保険の適用状況については確認できなかったこと、iii) 申立人が名前を挙げた申立期間①当時の A 社 B 支店長は、オンライン記録によると、申立期間において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、同人は既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の適用状況等について確認することができないこと、また、申立期間②に係る申立てについては、i) E 社が

保管するF県G業務史に掲載された退職職員名簿により、期間の特定はできないものの、申立人がE社B支所に勤務していたことは推認することができるが、オンライン記録によると、同支所が厚生年金保険の適用事業所となったのは27年4月1日であることから、申立期間②においては、同支所は適用事業所に該当していなかったことが確認できること、ii) オンライン記録によると、E社は、申立期間②において厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが確認できるものの、社会保険事務所（当時）が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える上、同社が適用事業所となった23年8月1日から申立人が当該事業所を退職したとする26年3月20日までの期間において、全県組織であった同社において厚生年金保険被保険者の資格を取得した者が6人にすぎないことを踏まえると、同社では、一部の職員しか同保険に加入させていなかったものと考えられること、iii) E社に照会したものの、当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができなかったこと、iv) 申立人が申立期間②当時のE社B支所長として名前を挙げた者については、申立人が姓しか記憶していないことから個人を特定することができず、同人から申立人の厚生年金保険の適用状況等について確認することができないこと、さらに、両申立期間について、i) 申立人が両申立期間を通して一緒に勤務していたとする同僚9人のうち、7人については申立人が姓しか記憶していない又は同姓同名者が複数存在するため個人を特定することができないことから、これらの者から申立人の厚生年金保険の適用状況等について確認することができないこと、ii) 当該同僚9人のうち個人が特定できた者二人は、いずれも、両申立期間において厚生年金保険に加入していた形跡が無い上、このうち一人は既に死亡しているため、同人から申立人の厚生年金保険の適用状況について確認することができず、また、生存が確認された他の一人に照会したものの、両申立期間について厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったこと、iii) 申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料、情報を提出することなく、「A社では厚生年金保険被保険者であったにもかかわらず、同社B支店に転勤したことにより厚生年金保険被保険者でなかったことに納得できない。」と主張しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 5 月から同年 10 月末まで

A社B工場における厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間について加入記録が無い。

しかし、A社B工場に昭和 25 年 5 月頃に入社し、同年 10 月末まで勤務していたのは間違いなく、当時の同僚の名前も記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた当時の同僚の供述及びA社B工場の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間において同社同工場で厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び連絡先が確認できた者の供述から判断すると、申立期間当時、申立人が同社同工場において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A社B工場は平成 8 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるほか、同社同工場は法人として登記がなされていないことから役員等を確認することができない上、法人として登記がなされている同社本社において、申立期間当時、取締役であったことが確認できる者は、いずれも生存及び連絡先を確認することができないことから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の取扱いについて関連資料及び供述を得ることができない。

また、A社本社は、「申立人の当社における在籍及び厚生年金保険の適用状況については、当時の資料が保管されておらず、確認できないため分からない。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚のうち、生存及び連絡先が確認できた一

人は、「A社B工場において、毎年、春頃から11月上旬まで勤務していた。翌年、会社からの通知により再び勤務することができた。私は、入社した時は正社員でなかった。兄が既に勤務していた縁故により、他の従業員より早く正社員になったと記憶している。しかし、厚生年金保険の加入記録によると、入社してから1年以上経過した昭和26年7月に被保険者資格を取得し同年11月に喪失したとされており、この加入記録は勤務した期間と一致していない。」と供述している。

加えて、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録のあることが確認でき、かつ、生存及び連絡先が確認できた二人に照会したところ、一人は、「申立期間当時、A社B工場のC職長であった。厚生年金保険の加入手続等は女性事務職員が担当し、厚生年金保険の届出に係る記録は定期的に本社に報告していた。給与計算及び給与からの厚生年金保険料等の控除に係る事務については本社が行っていた。申立人の厚生年金保険の加入記録と会社に勤務していたとする期間が一致していない理由等については分からない。」と回答し、他の一人は「申立人のことを覚えておらず、申立期間当時の申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況並びにA社B工場における当時の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」旨回答している。

その上、申立期間における当該事業所に係る被保険者名簿には、申立人の名前が記載されていない上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 7 月から同年 9 月まで
② 平成 16 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社における平成 11 年 7 月から同年 9 月までの標準報酬月額は 30 万円とされ、また、同社における同保険の加入期間は 16 年 6 月を含まない月数 (60 月) とされている。

しかし、平成 11 年 6 月 1 日から A 社に勤務し、同年 7 月から報酬月額は 66 万円になっていたため、申立期間①に係る標準報酬月額は誤りであり、正しい金額に訂正してほしい。また、同社には、16 年 6 月 30 日まで在籍して勤務し、同年 6 月分の厚生年金保険料は給与から控除されているはずである。同保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、申立期間②について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「平成 11 年 6 月 1 日から A 社で勤務し、同年 7 月に報酬月額が 66 万円となっていたため、同年 7 月から同年 9 月までの期間の標準報酬月額が 30 万円と記録されているのは誤りである。」と申し立てているものの、オンライン記録により、申立人の 11 年 6 月 1 日 (厚生年金保険被保険者資格取得時) における標準報酬月額は 30 万円、同年 10 月に 59 万円に改定されていることが確認できるところ、申立期間①における当該給与額に見合った厚生年金保険の標準報酬月額の上限は 59 万円である上、標準報酬月額は固定的賃金に変動があった月から 4 か月目に新しい

標準報酬月額に改定されることから、同年 10 月に行われた標準報酬月額の改定については適正な時期に適正な金額で手続されていると認められるとともに、オンライン記録では標準報酬月額に係る不自然な記録訂正等の形跡も認められない。

また、オンライン記録により A 社は、平成 19 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できることから、同社の事業を承継した B 社に照会したところ、「申立人は平成 11 年 6 月 1 日から同年 6 月 29 日までの間、月額 30 万円で A 社の C 職として在職し、同年 6 月 29 日に社長に就任したことにより固定的賃金に変動があったことから、変動があった 3 か月後に標準報酬月額の随時改定の手続を行った。申立人の同年 7 月から同年 9 月までの厚生年金保険料は社会保険事務所（当時）の記録に基づいた標準報酬月額（30 万円）で給与から控除した。」と回答している。

さらに、B 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書には、平成 11 年 7 月から同年 9 月まで申立人に支払われた報酬月額は 66 万円と記入されており、同年 9 月 28 日付けの社会保険事務所の確認印が押されていることから、適正な時期に届出されていることが確認できる。

加えて、B 社が保管する申立人の平成 11 年個人別給与台帳に記載のある厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、「A 社に平成 16 年 6 月 30 日まで勤務し、同年 6 月の厚生年金保険料が給与から控除されているのに、同年 6 月が厚生年金保険の被保険者期間に加算されていないのは誤りである。」旨を主張しているが、B 社が保管する健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書には、申立人の資格喪失年月日は平成 16 年 6 月 30 日と記載されていることが確認できる上、同社が保管する同年同月 29 日の定時株主総会議事録には申立人が「この取締役会の終了をもって辞任する」旨が記載されているところ、商業登記閉鎖事項全部証明書によると申立人は同年同月 29 日に同社の代表取締役を退任していることが確認できる。

また、B 社は、「申立人は平成 16 年 6 月 29 日に開催された取締役会の終了をもって A 社の社長の職を辞任している。厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年同月 30 日となることから、申立人の 16 年 6 月分の厚生年金保険料

は給与から控除していない。」と回答している。

さらに、B社が保管する申立人の平成16年分賃金台帳には、16年6月29日退職と記載されている上、申立人の同年同月分の社会保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月1日から5年4月1日まで

申立期間は、A社に継続して勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本及び申立人が名前を挙げた同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において、A社にB職として継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は平成18年1月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本により確認できる当時の事業主（申立人の兄）は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び供述を得ることはできない。

また、申立期間当時の厚生年金保険法においては、厚生年金保険の被保険者であった場合、標準報酬月額に応じて老齢厚生年金額の少なくとも2割以上が支給停止となり、厚生年金保険被保険者資格を喪失しなければ老齢厚生年金を全額受給することはできない制度となっていたところ、オンライン記録によると、申立人は、平成元年12月に老齢厚生年金の受給権を取得し、翌月から受給を開始しているが、受給開始月（平成2年1月）における老齢厚生年金額の8割について支給停止が行われている一方で、当該事業所において同被保険者資格を喪失した月の翌月（平成2年2月）から当該支給停止が解除され、2年2月から5年4月まで老齢厚生年金を全額受給していることが確認できることを踏まえると、申立人は申立期間において厚生年金保険に加

入していなかったものとするのが妥当である。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を再取得した平成5年4月1日にC業厚生年金基金の加入員資格も取得していることが確認でき、i) 同基金から提供のあった当該事業所における記録及び申立人に係る厚生年金基金加入員台帳によると、当該事業所は、3年3月1日に同基金に加入していることが確認できること、申立人については、厚生年金保険被保険者資格を再取得した5年4月1日に同基金の加入員資格も取得していることが確認できること、ii) 同基金は、「当時、厚生年金保険と厚生年金基金の資格取得届の用紙は複写式であり、同一内容のものが社会保険事務所(当時)と厚生年金基金に提出され、当基金では、それに基づき厚生年金基金加入員台帳に資格取得日を記録していた。」と回答していること、iii) 申立人は申立期間において「当該事業所の事実上の事業主として社会保険関係を含む経理事務全般を担当していた。」と述べており、申立人が名前を挙げた同僚二人も同様の供述をしていることから判断すると、当該再取得に係る事務処理は、申立人からの届出によって行われた状況がうかがえるとともに、社会保険事務所及び同基金が、当該事業所や事実上の事業主であった申立人の同意を得ずに、無断で当該処理を行ったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年 10 月 1 日から 3 年 7 月 1 日まで
② 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 7 月 1 日まで

A社(現在は、B社)C営業所にD業務員として勤務していた期間のうち、申立期間①については月に 16 万円以上、申立期間②については月に 20 万円以上の報酬であったと記憶している。社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が低いので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、B社に照会したところ、「申立人は、E職員人事基本照会により、常勤のD業務員であったと推察されるが、申立てどおりの届出を行ったか不明である上、申立てどおりの標準報酬月額に係る厚生年金保険料を納付したかは不明である。申立期間①及び②当時の賃金台帳、算定基礎届、月額変更届及び就業規則等は、帳票の保存年限超過により保存していない。」と回答している。

また、申立人がA社C営業所長として名前を挙げた者は、「給与及び社会保険手続は本社で一括管理していた。申立人についてはよく覚えていない。」と述べていることから申立人の給与、標準報酬月額及び保険料控除についての供述を得ることができない。

さらに、申立期間①及び②当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことがオンライン記録により確認でき、所在が確認できた 16 人に照会し、回答が得られた 7 人(申立人が名前を挙げた同僚を含む。)全員が、「D業務員の給与は基本給プラス歩合給であり変動があった。」と述べており、そのうち自身の給与額を記憶している者 3 人は、給与額に見合う標準報酬月額がオンライン記録とほぼ一致している旨述べている上、当該事業所において事務

を担当していた者は、「社会保険料の徴収については、全て本社が行っていたが、間違いがあったという話は聞いたことがない。」と述べている。

加えて、オンライン記録により、申立人と同じく昭和62年7月1日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は32人（申立人を含む。）確認できるが、これらの者の同年7月1日から平成5年7月1日までの標準報酬月額が多様（6万8,000円から53万円）である上、その金額についても上昇している者がいる一方で下降している者もいることを踏まえると、申立人の標準報酬月額及びその推移のみが特に不自然である事情はうかがえない。

その上、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 1 日から 49 年 8 月 1 日まで
② 昭和 51 年 10 月 1 日から 54 年 10 月 1 日まで

昭和 38 年 10 月から 61 年 7 月まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、申立期間①においては 15 万円から 18 万円、申立期間②においては 24 万円の給与がそれぞれ支給されていたと記憶しているにもかかわらず、年金記録では、標準報酬月額がそれぞれ 6 万円から 9 万 8,000 円、17 万円から 22 万円と記録されている。

両申立期間の給与明細書等はないが、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

2 申立期間①のうち昭和 46 年 4 月、同年 6 月から同年 8 月までの期間、47 年 2 月、同年 5 月から同年 8 月までの期間、48 年 2 月、同年 5 月から同年 8 月までの期間及び同年 11 月から 49 年 7 月までの期間については、B 社が保管する A 社の給与台帳に記載された給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりもいずれも高額であるものの、当該給与台帳により、当該期間において事業主が源泉控除（昭和

48年9月までは当月控除、同年10月からは翌月控除)していたと認められる厚生年金保険料額を当時の被保険者負担厚生年金保険料率で除して求められる報酬月額、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と全て合致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①のうち昭和46年5月、同年9月から47年1月までの期間、同年3月及び同年4月、同年9月から48年1月までの期間、同年3月及び同年4月、同年9月及び同年10月については、当該給与台帳に記載された給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と全て合致している上、当該給与台帳により、当該期間において事業主が源泉控除(昭和48年9月までは当月控除、同年10月からは翌月控除)していたと認められる厚生年金保険料額を当時の被保険者負担厚生年金保険料率で除して求められる報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と全て合致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立期間②のうち昭和51年12月、52年4月から同年9月までの期間、53年2月、同年6月から同年8月までの期間、54年6月から同年9月までの期間については、当該給与台帳に記載された給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりもいずれも高額であるものの、当該給与台帳により、当該期間において事業主が源泉控除(翌月控除)していたと認められる厚生年金保険料額を当時の被保険者負担厚生年金保険料率で除して求められる報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と全て合致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②のうち昭和51年10月、同年11月、52年1月から同年3月まで、同年10月から53年1月まで、同年3月から同年5月まで、同年9月から54年5月までの期間については、当該給与台帳に記載された給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と全て合致している上、当該給与台帳により、当該期間において事業主が源泉控除(翌月控除)していたと認められる厚生年金保険料額を当時の被保険者負担厚生年金保険料率で除して求められる報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と全て合致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 4 申立人が両申立期間において当該事業所で一緒に勤務していたと供述する同僚3人のうち生存及び所在が確認できた二人、及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、両申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた15人の合計17人に照会したところ、回答が得られた8人から、両申立期

間について自身が記憶する給与支給額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額が相違していたことをうかがわせる供述は得られなかった上、このうち6人は、いずれも「申立期間②においては給与等の支給額に変動があった。」と供述しており、このうち3人は、「当時、オイルショックによる品不足とメーカー価格の高騰により売上、利益共に最高となり、従業員にも利益還元があったため給与支給額が一時的に増えたが、申立期間②頃には、その反動による売上減少と在庫過剰で利益減となり、給与支給額も減少した。」と供述している。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 1 日から 52 年 10 月 1 日まで

昭和 38 年 9 月から 52 年 11 月までA社に役員及び経理担当者として勤務し、社会保険事務処理も自身が行っていたが、年金記録では、申立期間の標準報酬月額が 18 万円から 16 万円や 17 万円に引き下げられ、申立期間後に再び 18 万円に戻されている。当時は会社の業績も良く、給与額が下がることはなかったことから、自身の標準報酬月額を引き下げる旨の届出を行うはずはないため、社会保険事務所（当時）による事務処理の誤りである。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、「当時は申立人が社会保険事務担当者であり、ほかに当時のことを知る者もないことから、申立人がその主張どおりの標準報酬月額を社会保険事務所に届け出たと信じるが、当時の資料を廃棄済みであることから、これを確認することはできない。」と回答している上、当時の代表取締役も既に死亡していることから、申立人に係る申立期間における給与の支払状況及び厚生年金保険料の源泉控除の状況について確認することはできなかった。

また、商業登記簿謄本の記録により、申立期間前後において申立人と同様に当該事業所の役員であったことが確認できる者7人のうち、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間において継続して厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者は、申立人を除けば当時の代表取締役のみであるところ、同人の申立期間における標準報酬月額は引き下げられていないことが確認できるものの、この一方で、商業登記簿謄本の記録によれば、申立人は、昭和 50 年 8 月 30 日に当

該事業所の取締役を辞任した後、52年9月13日に再度就任したことが確認でき、申立期間の大半において役員ではなかったことが確認できることを踏まえると、申立人は、申立期間においても継続して代表取締役であった同人とは立場が異なっていたものと考えられるとともに、申立人の当該事業所における立場も、申立期間とその前後の期間とでは異なっていたことがうかがわれる。

一方、当該事業所に係る被保険者原票によれば、申立人の昭和48年11月1日から49年10月1日までの標準報酬月額が15万円であることが確認できる。申立人が取締役就任した翌日の同年10月1日に3等級引き上げられて18万円となり、取締役を退任した約1か月後の50年10月1日に16万円に引き下げられ、51年10月1日に17万円に引き上げられた後、取締役に再度就任した翌月の52年10月1日に再び18万円に引き上げられたことが確認でき、標準報酬月額が18万円と記録された期間が申立人が取締役であった期間とおおむね合致することを踏まえると、申立期間における標準報酬月額の引き下げは、申立人が取締役を辞任したことと何らかの関係があったものと考えられる。

さらに、申立人は、「私が自身で申立期間の標準報酬月額を引き下げる旨の届出を行うはずはないため、社会保険事務所による事務処理の誤りである。」と主張するが、当該事業所に係る被保険者原票において、申立人が昭和38年9月1日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得してから、52年11月6日に同資格を喪失するまで、標準報酬月額の記録が訂正された形跡は無い上、仮に申立人が自身に係る50年及び51年の算定基礎届において報酬月額を18万円として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がいずれも事務処理を誤り、それぞれ16万円、17万円として標準報酬月額の定時決定を行ったとすれば、その結果は厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によりその都度事業所に通知されることから、当時、社会保険事務担当者であった申立人がそのいずれの機会においても誤りに気付かなかったとは考え難く、ほかに申立人が、自身の申立期間に係る報酬月額を、被保険者原票で確認できる標準報酬月額よりも高額として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がその事務処理を誤り、申立期間の標準報酬月額を正しく記録しなかったことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が当該事業所で一緒に勤務したと供述する同僚4人のうち、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者3人、及び申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者3人の合計6人に照会したところ、回答が得られた4人から、申立人の申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料の源泉控除額に係る供述は得られなかった。

その上、申立人が当該事業所の税務関係事務を委託していたとする税理士事

務所に照会したところ、「当事務所がA社の税務関係事務を受託していたのは、昭和45年10月から49年5月までであるため、申立期間当時の同社の状況は分からない。」と回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 8 月から 13 年 3 月 30 日まで

申立期間はA社に勤務しており、交通費については通勤定期券相当額の仮払いを受け、定期券購入後に領収書を提出する方式であった。当時の給与支給明細書によれば交通費の記載は無く、給与支給額には含まれていないが、交通費は報酬月額に含まれるはずである。

当時の給与支給明細書の一部、源泉徴収票等を保管しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人が保管するA社の平成13年3月分の給与支給明細書によると、申立人が支払いを受けた報酬月額（31万8,020円）には交通費が含まれていないことが確認できるとともに、当該報酬月額に見合う標準報酬月額（32万円）はオンライン記録で確認できる同月の標準報酬月額と合致している上、当該給与支給明細書により事業主が源泉控除していたことが確認できる厚生年金保険料（2万7,760円）を当時の被保険者負担厚生年金保険料率（1,000分の86.75）で除して求められる報酬月額（32万円）もオンライン記録で確認できる同月の標準報酬月額と合致していることから、特例法による保険給付の対象

に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立人が保管する平成6年から12年までの給与所得の源泉徴収票により、各年において申立人が事業主により源泉控除されていたと認められる社会保険料の金額は、いずれも、オンライン記録で確認できる毎月の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の年合計額、健康保険料の年合計額、及び給与等の総支給額から推計される各年の雇用保険料額の合計額とほぼ合致している。

さらに、当該源泉徴収票により、各年において申立人が事業主により源泉控除されていたと認められる前述の社会保険料の金額は、いずれも、申立人が主張する交通費をオンライン記録で確認できる毎月の標準報酬月額に加えて求めた報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の年合計額、健康保険料の年合計額、及び給与等の総支給額から推計される各年の雇用保険料額の合計額よりも著しく低額であることを踏まえると、事業主は、当時、申立人の給与から仮払いされた交通費を含めた報酬月額に見合う厚生年金保険料を源泉控除していなかったものと考えられる。

加えて、申立人が当該事業所の人事給与担当者及び経理担当者として名前を挙げた同僚二人に照会したものの、回答は得られなかったほか、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者8人に照会したところ、回答が得られた3人は、いずれも、「交通費は仮払いではなく、決められた額が給与支給額に含まれていたが、当時の給与明細書を保管していない。」と供述しており、これらの者から申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、「交通費を含めた報酬月額に見合う厚生年金保険料を源泉控除していないとすればそれは事業主の責任であり、また、このような状況を放置したのは所管行政庁の責任であるので、救済策が講じられるべきである。」と主張するが、特例法では、第三者委員会の調査審議の結果、事業主が、被保険者からその主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を源泉控除しながら、厚生年金保険法に基づく同保険料の納付義務を履行していない、又は履行したか否かが不明であるとの意見があった場合に、厚生労働大臣が標準報酬月額の改定等を行うものとされているところ、第三者委員会は、このような特例法の趣旨に則り、申立人の給与からその主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が源泉控除されていたかどうか又は年金記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額に見合う厚生年金保険料が源泉控除されていたかど

うか、及び当該厚生年金保険料が源泉控除されていた場合に事業主が当該源泉控除した保険料を社会保険事務所(当時)に納付したかどうかについて調査審議を行うものであることから、上述のとおり、申立人については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から源泉控除されていないものと認められる以上、第三者委員会において救済策を講ずることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月 30 日から 50 年 4 月 1 日まで
昭和 48 年 3 月から 50 年 3 月末まで A 社（現在は、B 社）に勤務し、C 業務等に従事していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。申立期間においても、雇用形態や給与額等に変化は無かった。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に照会したところ、「当時の資料を廃棄済みのため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況は不明である。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける資料や供述は得られなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 5 人のうち、個人を特定することができた 3 人に照会したところ、このうち申立人を知っていると供述する二人は、いずれも、「申立人がいつまで勤務していたかは分からない。」と供述しており、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかったほか、申立人が経理担当者であったと供述する者及び昭和 49 年の暮れに実家に送ってくれたと供述する者は、いずれも個人を特定することができないことから、これらの者からも、申立人の勤務状況について確認することはできなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者 10 人に照会したところ、回答が得られた 9 人のうち 4 人は、「申立人を知らない。」と供述しているほか、他の 3 人は、「申立人が退社した時期は分からない。」と供述している一方で、申立人の退社時期

について供述が得られた二人のうち一人は、「私は昭和 50 年 8 月に退社したが、申立人はそれよりかなり以前に退社していた。申立人の後任者と少なくとも 1 年間一緒に勤務したので、これは間違いない。」と供述しているほか、他の一人は、「私は申立人と同期採用で、昭和 51 年 6 月まで勤務したが、申立人は 2 年間も勤務していなかった。当時、A 社では 12 月に従業員にケーキを 1 個ずつ配布する慣行があり、申立人は、48 年の 12 月には一緒にケーキをもらったが、翌年のケーキ配布の時には既にいなかった記憶がある。」と供述しており、ほかに申立人が、申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の当該事業所における離職日は昭和 49 年 6 月 29 日であることが確認でき、これは厚生年金保険の被保険者資格喪失日（離職日の翌日）の記録と合致する。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月頃から 44 年 3 月頃まで
申立期間について、A社が経営するB店で、C職として勤務した。
当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、加入記録が無かった。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の同僚と一緒に撮影されたとする集合写真及び申立人の同社に係る具体的な供述内容から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人が申立期間中において同社が経営するB店で勤務していた状況はうかがえる。

しかしながら、A社は法人事業所ではあるものの、当時、B業種は、厚生年金保険の強制適用事業所でなかったところ、オンライン記録によると、B店及び同店を経営していたとされる同社が、適用事業所となるための認可申請手続を行った形跡が見当たらない上、同店が所在していたとされる地区を管轄する法務局に照会したが、同局は該当する商業登記は無いと回答している。

また、B店が入居していたとされるビルの管理会社に照会したが、「B店及びA社のいずれの名前も承知していない。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げたB店の同僚二人及びA社の役員であったとする同僚3人の合計5人については、このうち4人は姓のみしか分からず、本人の特定ができない上、残りの一人は、既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

なお、オンライン記録によると、申立期間において、B店を経営していたとされるA社と同名の事業所が、厚生年金保険の適用事業所として1事業所確認

できることから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格が確認できる複数の者に確認したが、いずれの者も、「A社はD業務会社で、B店等の事業については、承知していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 16 日から同年 4 月 1 日まで

昭和 48 年 3 月末日付けでA社を退職したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 3 月 16 日となっていた。

A社を月の途中で退職した覚えはなく、転職先の採用日が昭和 48 年 4 月 1 日に決まっていたことから、退職日の半月ほど前に休暇を取得し、月末まで勤務した。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の人事担当者の供述及び申立人が当該事業所の退職日の翌日に採用されたとしているB市が保管する人事記録から判断すると、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における離職日は、厚生年金保険被保険者資格喪失日の前日である昭和 48 年 3 月 15 日となっており、雇用保険と厚生年金保険の被保険者記録は一致している。

また、事業主が保管する申立人に係る「退職辞令簿」及び「退職手当及び退職給与精算書」によると、申立人の退職年月日は、厚生年金保険被保険者資格喪失日の前日である昭和 48 年 3 月 15 日であることが確認できる。

さらに、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 48 年 3 月 16 日となっており、健康保険厚生年金保険被保険者原票と一致し、事業主は、申立人の年金記録どおりに厚生年金保険被保険者資格の喪失を届け出たことが確認できる。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申

立期間及びその前後の期間に厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚 12 人と連絡が取れたが、このうち、自身の退職時期を記憶していないとしている一人を除く 11 人は、いずれも、退職時期と厚生年金保険被保険者資格の喪失時期は一致していると回答している上、これら同僚からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られなかった。

その上、雇用保険及び厚生年金保険の被保険者記録によると、上記の同僚 12 人のうち、当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる 9 人は、いずれも当該事業所の離職日の翌日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、雇用保険と厚生年金保険の記録が一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 8 月 2 日から 11 年 3 月 1 日まで
平成 7 年 8 月に A 社（現在は、B 社）を設立し、代表取締役として勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業法人登記簿謄本及び同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間に A 社で代表取締役として勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成 11 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立期間当時、当該事業所において、経理事務を担当していた申立人の元妻は、「私は、平成 4 年頃から 12 年か 13 年の 9 月頃まで A 社で経理事務を担当していた。当社は、7 年 8 月に有限会社となり、厚生年金保険の加入の義務が生じたが、資金面の理由から加入が困難であったことから、厚生年金保険の適用事業所にならず、申立人を含む従業員は国民年金に加入した。その後、従業員の増加に伴い資金繰りのめどが立ったことから、オンライン記録にある 11 年 3 月に厚生年金保険の適用事業所となったと思う。このため、申立人は、申立期間に国民年金に加入しており、申立人の国民年金保険料は、私が自分の国民年金保険料と一緒に納付していた。」と回答している。

さらに、オンライン記録及び C 市の記録によると、申立人及びその元妻は、申立期間において国民年金に加入し、同保険料を納付していることが確認でき、

これは上記の申立人の元妻の供述とも符合する。

加えて、オンライン記録から、当該事業所が、平成11年3月1日に厚生年金保険の適用事業所になると同時に、厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚が8人（申立人を除く。）確認できるが、申立期間においては、このうち3人は申立人と同じく国民年金に加入し同保険料を納付していることが確認できる上、他の二人は国民年金に加入し同保険料の申請免除を受けていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 31 年 1 月 15 日まで
年金記録を照会したところ、A社の現場工場であるB社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和31年1月15日であるとの回答をもらったが、A社には29年4月1日から勤務していた。
厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の証拠書類は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の取締役及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、入社日及び退社日は特定できないものの、申立期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同社は、昭和31年1月15日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる上、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当した記録は無い。

また、上記の取締役は、「A社は既に破産廃止しており、関係資料が無く、当時の状況は不明である。しかし、B社は、昭和31年1月頃に厚生年金保険の適用事業所に該当し、この時に従業員を厚生年金保険に加入させた記憶があり、これ以前に従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことはない。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げた者8人のうち、生存及び所在が確認できた4人は、被保険者名簿及びオンライン記録により、い

いずれも申立期間後にB社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該4人に照会したところ、回答が得られた3人からは、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる具体的な供述を得ることができなかった。

加えて、被保険者名簿により、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和31年1月15日に被保険者資格を取得している者は、申立人を除いて12人（上記同僚のうち二人を含む。）確認できるが、いずれもオンライン記録において、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない上、当該12人の中に生存及び所在が確認できる者がいないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の状況について確認することができず、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていた具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 27 年 8 月 1 日であるとの回答をもらった。

しかし、A事業所は昭和 27 年 7 月に厚生年金保険の適用事業所に該当したはずであり、適用事業所になると同時に被保険者となった記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提供された人事記録カード及び申立人の履歴書並びに複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間においてA事業所に非常勤労務者（事務）として勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業所名簿及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同事業所は、昭和 27 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、B社は、「A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当する前に非常勤職員を同保険に加入させることはなく、給与から厚生年金保険料も控除していない。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚として8人の名前を挙げているところ、B社の回答により、生存及び所在が確認できた者二人に照会したものの、いずれも申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる供述を得ることができなかった上、申立人が、社会保険関係の事務を担当していたとする別の同僚については、被保険者名簿及びオンライ

ン記録において個人を特定することができず、供述を得ることができなかった。

加えて、被保険者名簿により、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和27年8月1日に被保険者資格を取得している者が17人(申立人及び上記同僚のうち一人を除く。)確認できるが、オンライン記録において、いずれも申立期間における厚生年金保険の加入記録が確認できない上、唯一生存及び所在が確認できた者に照会したものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる具体的な供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 4 日から 51 年 6 月 1 日まで

申立期間も、退職することなく A 社に勤務していたが、年金記録ではこの期間は国民年金に加入となっている。勤務していたのは間違いないので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の役員及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、平成 13 年 4 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の役員は、「当時の資料を廃棄しており、既に無い。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚 3 人、オンライン記録により申立人と同じく昭和 49 年 7 月 4 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる 6 人及び同日以降も同記録の継続が確認できる 6 人の計 15 人に照会したところ、10 人から回答が得られたが、そのうち当時の役員であった者は、「当時、B 事業の事業所は厚生年金保険の適用事業所になることが難しかったにもかかわらず、やっとの思いで昭和 48 年 7 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所となったが、従業員からは、給与の手取額が少なくなる等不評であったため、話し合いにより厚生年金保険に加入したい者のみが加入継続することになった。」と供述し、3 人が「昭和 49 年 7 月 4 日の厚生年金保険の被保険者資格喪失は、従業員の要望によるものである。」と供述している。

さらに、昭和 49 年 7 月 4 日時点で当該事業所において厚年金保険の被保険

者資格が確認できる47人のうち37人が同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、同日以降も被保険者資格が継続している者は10人のみであることが確認でき、上記役員の供述をうかがわせる状況がある上、当該役員は、「厚生年金保険に加入しないとする者の給与から、厚生年金保険料を控除するはずはない。」と供述している。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3401

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から28年11月1日まで
A学校卒業時に、恩師に紹介されたB社に採用が決まり、昭和27年4月1日から同社に勤務した。

しかしながら、年金記録を確認すると、昭和28年11月1日以前の勤務期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間にB社で勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所に係る被保険者名簿により、同社が健康保険の適用事業所となった日は昭和26年6月5日であることが確認でき、申立人は28年1月10日に健康保険の被保険者資格を取得しているものの、厚生年金保険の適用事業所となった日は同年11月1日であり、両保険の適用事業所になった日付が相違していること、及び被保険者名簿の摘要欄には「28.11.1厚生年金保険法改正により適用する。」と記載されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、B社は、昭和39年4月15日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について、確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚8人及び当該事業所に係る被保険者名簿により、申立期間に健康保険及び厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同

僚10人の合計18人のうち、生存及び所在が確認できた3人に照会したところ、二人から回答を得られたが、一人は、「申立期間当時、会社は健康保険に加入していたが、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述し、残る一人は、「厚生年金保険に加入していたかどうか分からない。」と供述しており、申立ての事実に係る供述を得ることができなかった。

加えて、申立人が名前を挙げた上記同僚8人のうちの6人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日の昭和28年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 6 月 1 日から同年 12 月 26 日まで
② 昭和 63 年 6 月 1 日から同年 12 月 26 日まで

A社において、昭和 62 年から平成 14 年まで勤務していたが、季節雇用として勤務していた申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納めていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②当時の事務担当者及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間①及び②においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所の現在の事業主は、「申立期間①及び②当時の採用担当者がいないので詳細については答えられないが、申立人は、臨時雇用の短期間労働者であったため、厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。」と回答している上、当該事業所から提出された賃金支払領収書（写し）によると、申立期間①及び②において、申立人は給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚 5 人に照会したところ、全員から回答が得られたが、そのうち、申立期間当時の事務担当者であった一人及び同僚二人の計 3 人が、「申立期間①及び②当時、申立人は季節雇用の従業員であった。」と供述している上、当該事務担当者は、「申立期間①及び②当時、季節雇用の従業員について、本人の希望があれば、厚生年金保険に加入させていなかった記憶があり、季節雇用の従業員に厚生年金保険の加入指導を始めたのは平成になってからであったと思う。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間①及び②当時、申立人は、国民年金保険料及び国民年金付加保険料を前納していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。